

市区町村別集計項目(推進体制等)

市区町村別集計項目（推進体制等）															石川県		
															市区町村数	19	
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						7	18	19				19					
17	201	金沢市	ダイバーシティ人権政策課	1	2	1	1	金沢市男女共同参画推進条例	2001年12月19日	2002年4月1日		金沢市男女共同参画推進行動計画～かなざわ未来 奏でプラン2023～	2023年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1	
17	202	七尾市	人権・男女共同参画室	1	2	1	1	七尾市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次男女共同参画推進プラン	2021年4月	～ 2031年3月	1	1	
17	203	小松市	地域振興課	1	2	1	1	小松市男女共同参画基本条例	2000年9月25日	2000年10月1日		小松市共同参画推進プラン	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
17	204	輪島市	生涯学習課	2	2	2	2	輪島市男女共同参画推進条例	2006年12月28日	2006年12月28日		輪島市男女共同参画行動計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
17	205	珠洲市	市民相談室	1	2	2	1	珠洲市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第5次すず男女共同参画プラン	2022年6月	～ 2027年3月	1	1	
17	206	加賀市	行政まちづくり課	1	2	1	1	加賀市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第4次加賀市男女共同参画プラン	2022年4月	～ 2032年3月	1	1	
17	207	羽咋市	総務課	1	2	2	1	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	2001年3月27日	2001年4月1日		第5次羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン	2022年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
17	209	かほく市	生涯学習課	2	2	2	1	かほく市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		第2次かほく市男女共同参画行動計画	2017年9月1日	～ 2027年3月31日	1	2	
17	210	白山市	男女共同・人権推進室	1	1	1	1	白山市男女共同参画推進条例	2008年3月19日	2008年4月1日		第2次白山市男女共同参画行動計画改定版	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
17	211	能美市	企画地域振興課	1	2	2	1	能美市男女共同参画推進条例	2011年3月17日	2011年4月1日		第2次能美市男女共同参画プラン	2020年4月	～ 2029年3月	1	1	
17	212	野々市市	市民協働課	1	2	1	1	野々市市男女共同参画推進条例	2004年3月22日	2004年4月1日		野々市市第3次男女共同参画プラン(第3次男女共同参画行動計画)	2022年4月	～ 2032年3月	1	1	
17	324	川北町	社会教育課	2	2	2	1	川北町男女共同参画推進条例	2010年12月13日	2011年1月1日		川北町男女共同参画推進行動計画	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
17	361	津幡町	総務部総務課	1	2	2	1	津幡町男女共同参画推進条例	2010年9月13日	2010年9月13日		津幡町男女共同参画推進プラン(第3次)	2023年4月1日	～ 2033年3月31日	1	1	
17	365	内灘町	男女共同参画室	2	1	1	1	内灘町男女共同参画まちづくり条例	2007年12月26日	2008年4月1日		内灘町男女共同参画推進行動計画改定版	2018年4月	～ 2028年3月	2	1	
17	384	志賀町	生涯学習課	2	2	2	1	志賀町男女共同参画推進条例	2005年9月1日	2005年9月1日		第3次志賀町男女共同参画行動計画	2023年4月1日	～ 2033年3月31日	1	2	
17	386	宝達志水町	生涯学習課	2	2	2	1	宝達志水町男女共同参画推進条例	2010年11月30日	2010年11月30日		第4次宝達志水町男女共同参画行動計画	2021年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
17	407	中能登町	企画情報課	1	2	2	1	中能登町男女共同参画推進条例	2009年3月4日	2009年4月1日		第3期 中能登町男女共同参画行動計画	2021年3月	～ 2031年3月	1	1	
17	461	穴水町	教育委員会事務局	2	2	2	1	穴水町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		第2次穴水町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	2	2	
17	463	能登町	教育委員会事務局	2	2	2	1	能登町男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次能登町男女共同参画行動計画	2021年3月	～ 2026年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理			事業運営					
			名称	愛称・通称						単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			2								0	2	0	0	1	1	0	0
17	201	金沢市	金沢市女性センター	なし	920-0861	金沢市三社町1番44号	076-223-1265	076-223-6299	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanazawashijoseicenter/gyomuannai/1/1/7165.html		○			○	○			
17	202	七尾市																
17	203	小松市																
17	204	輪島市	輪島市女性センター		928-0076	輪島市鳳至町石浦町83番地1	0768-22-7620	0768-22-7640	輪島市男女共同参画行動計画		○							
17	205	珠洲市																
17	206	加賀市																
17	207	羽咋市																
17	209	かほく市																
17	210	白山市																
17	211	能美市																
17	212	野々市市																
17	324	川北町																
17	361	津幡町																
17	365	内灘町																
17	384	志賀町																
17	386	宝達志水町																
17	407	中能登町																
17	461	穴水町																
17	463	能登町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤（雇用） 期間の定めがない 職員	非常勤（雇用） （期間の定めがあ る職員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			2					2	2	0	2	0	2	0	0	0	
17	201	金沢市	金沢市女性センター	1948年10月1日	0	5	9,879	○	○		○		○				
17	202	七尾市															
17	203	小松市															
17	204	輪島市	輪島市女性センター	1985年9月13日	0	3	3,925	○	○		○		○				
17	205	珠洲市															
17	206	加賀市															
17	207	羽咋市															
17	209	かほく市															
17	210	白山市															
17	211	能美市															
17	212	野々市市															
17	324	川北町															
17	361	津幡町															
17	365	内灘町															
17	384	志賀町															
17	386	宝達志水町															
17	407	中能登町															
17	461	穴水町															
17	463	能登町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				5		11	0	0.0	13	0	0.0	8	0	0.0	7	0	0.0	4,039	151	3.7
17	201	金沢市	2013年12月16日	金沢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1345	82	6.1
17	202	七尾市	2005年11月26日	七尾市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							251	1	0.4
17	203	小松市	1998年6月9日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							245	3	1.2
17	204	輪島市				1	0	0.0	1	0	0.0							453	33	7.3
17	205	珠洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	1	0.6
17	206	加賀市	2003年12月15日	加賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							282	6	2.1
17	207	羽咋市				1	0	0.0	1	0	0.0							66	0	0.0
17	209	かほく市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	0	0.0
17	210	白山市	2012年12月20日	白山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							389	6	1.5
17	211	能美市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	1	1.4
17	212	野々市市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	5	9.3
17	324	川北町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
17	361	津幡町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	2	2.3
17	365	内灘町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
17	384	志賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	136	2	1.5
17	386	宝達志水町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
17	407	中能登町										1	0	0.0	0	0		44	1	2.3
17	461	穴水町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	4	3.3
17	463	能登町										1	0	0.0	1	0	0.0	193	4	2.1

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1						調査時点コード											
			問8-1				問8-2					問9-1 (再掲)市町村防災会 議(委員のみ)					問9-1 (再掲)市町村防災会 議(会長を含む)					問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基 づく審議会等 における登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基 づく委員等 における登用状況	その他												
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数							うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)							
						739	654	8,485	2,698	31.8						480	430	5,854	1,731	29.6	105	62	591	109	18.4	462	58	12.6	481	58	12.1								
		小計														479	429	5,824	1,714	29.4	103	61	585	107	18.3														
17	201	金沢市	0.0	2025年3月	40%以上60% 以下	97	94	1,119	377	33.7	附属機関及び審議会	61	60	792	256	32.3	6	3	48	7	14.6	49	5	10.2	50	5	10.0	1			1			1					
17	202	七尾市	40.0	2030年4月		67	62	902	332	36.8	地方自治法(第202条の3)に基づいて設置されている審議会等規則要綱等により設置されている審議会	32	30	484	156	32.2	6	4	39	6	15.4	50	6	12.0	51	6	11.8	1			1			1					
17	203	小松市	50.0	2027年3月		60	56	873	355	40.7	法律、条例、規則、要綱により設置されている審議会、協議会等	17	15	264	82	31.1	6	5	31	9	29.0	25	6	24.0	26	6	23.1	1			1			1					
17	204	輪島市	30.0	2027年3月		24	22	254	74	29.1	地方自治法(第202条の3)に基づいて設置されている審議会等規則要綱等により設置されている審議会	18	13	154	44	28.6						26	1	3.8	27	1	3.7	2	2027年3月31日		2	2024年9月1日				1			
17	205	珠洲市				0	0	0	0			21	18	281	47	16.7	5	3	35	4	11.4	38	1	2.6	39	1	2.6	1			1					1			
17	206	加賀市	0.0		2032年3月ま でに40%以上	46	41	478	142	29.7	地方自治法(第202条の3)に基づき、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	40	37	448	133	29.7	6	4	31	9	29.0	20	4	20.0	21	4	19.0	1			1				1				
17	207	羽咋市	40.0	2026年3月		39	34	561	139	24.8	法律、法令、条例、規則、要綱により設置されている審議会等	12	12	274	53	19.3	5	2	26	3	11.5	21	2	9.5	22	2	9.1	1			1			1					
17	209	かほく市	30.0	2027年3月		36	29	317	81	25.6	地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等数	30	25	289	75	26.0	6	4	28	6	21.4	20	3	15.0	21	3	14.3	1			2	2024年6月1日		2	2024年6月1日				
17	210	白山市	40.0	2027年3月		96	84	983	344	35.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び規則・要綱等に設置されている審議会等	38	34	436	146	33.5	6	5	35	11	31.4	35	3	8.6	36	3	8.3	1			1			1					
17	211	能美市	50.0	2029年3月		34	31	497	193	38.8	地方自治法(第202条の3)または地方自治法(第180条の5)に基づく審議会・委員会等	26	24	407	162	39.8	6	4	31	7	22.6	17	2	11.8	18	2	11.1	2	2024年9月1日		2	2024年9月1日		2	2024年9月1日				
17	212	野々市市	40.0	2032年3月		33	30	320	105	32.8	法律または政令により設置されている審議会等	27	25	294	97	33.0	6	5	27	8	29.6	20	7	35.0	21	7	33.3	1			1			1					
17	324	川北町				1	1	8	2	25.0		10	8	94	37	39.4	6	1	32	2	6.3	17	2	11.8	18	2	11.1	1			1			1					
17	361	津幡町	40.0	2033年3月	40～60%	28	24	379	87	23.0	法律により設置されている委員会等、法律または政令・条例により設置されている審議会等	22	20	352	81	23.0	6	4	27	6	22.2	20	3	15.0	21	3	14.3	1			1			1					
17	365	内灘町	40.0	2025年3月		48	42	474	141	29.7	法律、政令、条例、規則、要綱、規程により設置されている審議会、委員会等	24	22	252	75	29.8	6	4	28	6	21.4	20	2	10.0	21	2	9.5	1			1			1					
17	384	志賀町	40.0	2033年3月		15	13	178	42	23.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	16	209	46	22.0	5	1	26	2	7.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1			1			1					
17	386	宝達志水町	37.0	2027年3月		20	18	209	63	30.1	法律またはこれに基づく条例の定めるところにより設置されている審議会等	20	18	209	63	30.1	5	3	25	4	16.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1			1			1					
17	407	中能登町	40.0	2026年3月		20	17	192	63	32.8		20	17	193	63	32.6	5	3	41	4	9.8	15	4	26.7	16	4	25.0	1			1			1					
17	461	穴水町	30.0	2027年3月		55	39	508	98	19.3	全て	26	22	205	48	23.4	6	2	29	3	10.3	12	3	25.0	13	3	23.1	1			1			1					
17	463	能登町	30.0	2026年3月		20	17	233	60	25.8	地方自治法(第180条の5・第202条の3)に基づく審議会等	14	13	187	50	26.7	6	4	46	10	21.7	13	1	7.7	14	1	7.1	1			1			1					

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

石川県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														1	1	30	17	56.7	2	1	6	2	33.3						
		金沢市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		七尾市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小松市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		輪島市												0	0	0	0	0.0											
		珠洲市												0	0	0	0	0.0	1	1	3	2	66.7						
		加賀市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		羽咋市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		かほく市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		能美市												1	1	30	17	56.7	0	0	0	0	0.0						
		野々市市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川北町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		津幡町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		内灘町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		志賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宝達志水町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中能登町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		穴水町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		能登町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																			問11-2 職務上の地位別職員在職状況													問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																						
			管理職 総数	うち 管理 職 数 女性	女性 比率	うち一般行政職			部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 員 数 理	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数 うち		調査 時 点 コ ー ド	その他																																								
						管理 職 総 数	うち 女性 理 性 職 管 数	女性 比率 (%)				部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)				課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)												係 長 相 当 職	うち 女性 数			女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)																																				
																																														管理 職 総 数	うち 女性 理 性 職 管 数	女性 比率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)																		
																																																																管理 職 総 数	うち 女性 理 性 職 管 数	女性 比率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)
			1,198	295	24.6	809	175	21.6	214	32	15.0	118	18	15.3	114	26	22.8	67	13	19.4	870	237	27.2	624	144	23.1	1,627	614	37.7	1,138	388	34.1	2,174	1,017	46.8	1,254	557	44.4			115	13	11.3	26	0	0.0																																			
17	201	金沢市	270	46	17.0	175	23	13.1	23	2	8.7	17	0	0.0	54	8	14.8	29	4	13.8	193	36	18.7	129	19	14.7	409	97	23.7	231	45	19.5	889	314	35.3	451	155	34.4	1		12	0	0.0	5	0	0.0	1																																		
17	202	七尾市	117	29	24.8	40	2	5.0	39	2	5.1	8	0	0.0	13	5	38.5	2	0	0.0	65	22	33.8	30	2	6.7	243	87	35.8	149	47	31.5	189	112	59.3	84	43	51.2	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1																																		
17	203	小松市	148	37	25.0	76	19	25.0	42	8	19.0	15	3	20.0	8	4	50.0	5	3	60.0	98	25	25.5	56	13	23.2	106	36	34.0	56	11	19.6	230	130	56.5	130	67	51.5	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1																																		
17	204	輪島市																																																																															
17	205	珠洲市	24	5	20.8	23	5	21.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	23	5	21.7	31	12	38.7	25	8	32.0	38	13	34.2	33	11	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1																																		
17	206	加賀市	174	62	35.6	110	33	30.0	38	6	15.8	14	1	7.1	9	3	33.3	6	0	0.0	127	53	41.7	90	32	35.6	102	37	36.3	102	37	36.3	115	63	54.8	70	30	42.9	1		6	1	16.7	3	0	0.0	1																																		
17	207	羽咋市	26	7	26.9	24	7	29.2	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	5	22.7	20	5	25.0	42	20	47.6	28	11	39.3	52	24	46.2	38	14	36.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1																																		
17	209	かほく市	34	4	11.8	28	4	14.3	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	4	14.8	22	4	18.2	38	18	47.4	28	11	39.3	36	12	33.3	24	11	45.8	1		12	3	25.0	2	0	0.0	1																																		
17	210	白山市	104	34	32.7	93	31	33.3	13	5	38.5	12	5	41.7	12	2	16.7	11	2	18.2	79	27	34.2	70	24	34.3	208	96	46.2	170	74	43.5	105	68	64.8	75	49	65.3	1		9	0	0.0	1	0	0.0	1																																		
17	211	能美市	53	13	24.5	43	13	30.2	13	4	30.8	12	4	33.3	12	4	33.3	11	4	36.4	28	5	17.9	20	5	25.0	72	41	56.9	68	41	60.3	103	68	66.0	91	68	74.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1																																		
17	212	野々市市	40	14	35.0	32	9	28.1	6	1	16.7	6	1	16.7	5	0	0.0	3	0	0.0	29	13	44.8	23	8	34.8	40	23	57.5	30	16	53.3	50	23	46.0	34	11	32.4	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1																																		
17	324	川北町	11	3	27.3	9	2	22.2	9	2	22.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	18	10	55.6	18	10	55.6	5	1	20.0	5	1	20.0	1		8	3	37.5	1	0	0.0	1																																		
17	361	津幡町	46	7	15.2	34	6	17.6	9	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	27	6	22.2	42	22	52.4	24	9	37.5	65	24	36.9	51	22	43.1	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1																																		
17	365	内灘町	30	7	23.3	24	5	20.8	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	7	33.3	17	5	29.4	31	15	48.4	14	4	28.6	47	20	42.6	23	11	47.8	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1																																		
17	384	志賀町	46	4	8.7	35	1	2.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	46	4	8.7	35	1	2.9	67	26	38.8	46	12	26.1	47	34	72.3	10	4	40.0	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1																																		
17	386	宝達志水町	17	3	17.6	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	15	2	13.3	22	10	45.5	19	8	42.1	24	13	54.2	22	11	50.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1																																		
17	407	中能登町	24	9	37.5	19	4	21.1	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	9	40.9	17	4	23.5	46	21	45.7	39	14	35.9	88	54	61.4	53	23	43.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1																																		
17	461	穴水町	17	8	47.1	14	6	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	8	47.1	14	6	42.9	20	12	60.0	16	8	50.0	43	22	51.2	31	15	48.4	1		15	2	13.3	2	0	0.0	1																																		
17	463	能登町	17	3	17.6	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	15	3	20.0	90	31	34.4	75	22	29.3	48	22	45.8	29	11	37.9	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1																																		

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	市	道	区	府	町	村	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
																問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12－2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																															
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。																左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。															
																議 会 名															
																1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。															
																1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。															
																1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。															
																1. あり 2. なし 3. その他		その他 具体例													
																				配偶者の 出産		育児		家族の 看護		家族の 介護		疾病		その他	
7																1の合計															
5																2の合計															
3																3の合計															
3																4の合計															
																金沢市議会旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等を除いて、旧姓を使用することができる。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 公権力の行使に関わる文書 (3) 前2号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書															
1																金沢市議会															
																1															
																3															
																1															
																2															
																1															
																2															
																3															
																1															
																2															
																1															
																2															
																3															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															
																2															
																1															

都 道 区	府 市	町	村	名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
							問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
							議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例										
	1	212	野々市市	3			野々市市議会	1	2	1	野々市市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
	1	324	川北町	4			川北町議会	1	2	1	川北町議会 会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
	1	361	津幡町	4			津幡町議会	1	2	1	津幡町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助そのほかのやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1			
	1	365	内灘町	3			内灘町議会	1	2	1	内灘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
	1	384	志賀町	1	志賀町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員)第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りではない。 (旧姓の使用)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の申請)第4条 職員は文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知)第5条 任命権者は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経て当該職員に通知しなければならない。		志賀町議会	1	2	1	志賀町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
	1	386	宝達志水町	1	宝達志水町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、宝達志水町職員(会計年度任用職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。		宝達志水町議会	1	4	1	宝達志水町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
	1	407	中能登町	1	中能登町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		中能登町議会	1	2	1	中能登町議会会則規則 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
	1	461	穴水町	4			穴水町議会	1	4	2		2				1	1	1	1	1			
	1	463	能登町	3			能登町議会	1	2	1	能登町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

市 区 町 村			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
道	区	府 町	市	区	町	村	市 区 町 村				市 区 町 村				市 区 町 村				問13	問13-1
							問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18			
							問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
							0	1	5				2	1	0	1		2		
							0	1	1	3	0	2		3	1	3		16		
							0	0	12				13	3	17	1		0		
							18	16								13				

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割													
道	区	府	町	区	町	村	コ	コ	ロ	シ	ド	ド	問12－8	問12－9	問12－10	問12－11	問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	
													議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会上において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
													1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. ハラスメント防止に関する規定 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
													4	4	3					3	4			1	避難所開設・運営マニュアル 女性視点での避難所運営 阪神淡路大震災、中越地震及び東日本大震災など大規模かつ長期的な災害では、女性の生活環境の確保・保全が重要な問題として指摘された。日常の着替え、乳幼児の泣き声、授乳、トイレなど様々な課題がある。このような問題や改善には女性視点での運営が不可欠である。被災者管理班内に女性で構成する女性対策チームを設置し、様々な意見の聴取を行うとともに、以下のような対策を実施する。＜専用更衣室の確保＞ 施設で居室に余裕がある場合は、女性専用の更衣室を確保する。余裕がない場合でも、着替えができる更衣ブースを設ける。＜乳幼児対策＞ 施設で居室に余裕がある場合は、乳幼児家族のために個室を準備する。余裕がない場合でも、授乳室(オムルーム)を設けることを原則とする。＜女性トイレ区画の指定＞ 施設内では明確に男女が区別されているが、仮設トイレについては、その利用形態が混合する。施設管理班と協力して、女性専用トイレ区画を確保し、男女区別することで利便性の向上を図る。＜女性相談窓口の設置＞ 女性対策チームによる相談窓口を設置し、女性の生活環境向上対策を実施する。	
													4	4	3				2	2	3	2			2	
													4	4	3				3	3	4				2	
													4	4	3				3	3	4				2	
													4	4	1			3	3	3	4				2	
													4	2	3				3		1				2	
													4	4	3					3	4				2	
													4	4	2					3	4				2	
													4	4	1			3		3	2				2	
													4	1	3						4				2	